

鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例案要綱

全国的に、大規模な太陽光発電設備の設置が原因とされる土砂災害や、災害に繋がりがねない事案の発生、また、近隣住民への説明や調整が不十分でトラブルとなった例が報告されています。

鹿島市においても、山間部などにおいて大規模な太陽光発電設備の設置が想定され、上記の問題が発生するおそれがあります。

「鹿島市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入の推進と鹿島市の自然環境に配慮したゾーニングを行うに当たり、事業者に対して、自然環境や生活環境への配慮、災害の防止、事業開始前の住民への説明会等の実施など必要な手続を定め、地域と調和した太陽光発電事業の実施を図る必要があることから、この条例を制定するものです。

第1 目的

この条例は、本市の豊かな森里川海干潟のつながる自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と地域資源を活かした太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とすること。

（第1条関係）

第2 基本理念

本市の豊かな自然環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならないとすること。

（第2条関係）

第3 定義

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とすること。

- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（樹木等の伐採、切土、盛土等）を含む。）及び発電を行う事業とすること。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を計画し、これを実施する者とすること。
- (4) 管理者 太陽光発電設備を管理する者とすること。
- (5) 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該事業を行う土地を含む。）とすること。
- (6) 関係住民等 次に掲げる者とすること。
- ア 事業区域に隣接する土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者
- イ 太陽光発電事業に伴い生活環境等に著しい影響を受けるおそれがある者
- ウ 事業区域周辺に居住する住民が所属する自治会その他これに類する団体
- (7) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者とすること。 （第3条関係）

第4 市の責務

市は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならないとすること。 （第4条関係）

第5 市民の責務

市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないとすること。 （第5条関係）

第6 事業者及び管理者の責務

1 事業者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境等の保全及び災害の防止に十分配慮するとともに、関係住民等の意見を尊重し良好な関係の保持に努めなければならないとすること。

（第6条第1項関係）

2 事業者及び管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならないとすること。

（第6条第2項関係）

第7 土地所有者の責務

土地所有者等は、太陽光発電事業により自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、当該土地を使用させることのないよう努めなければならないとすること。

(第7条関係)

第8 適用対象事業

1 この条例の適用の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の太陽光発電事業
- (2) 保全区域における太陽光発電事業 (第8条第1項関係)

2 この条例の規定は、既存の太陽光発電設備を増設することにより、1,000平方メートル以上となる事業にも適用するとすること。

(第8条第2項関係)

3 次のいずれかに該当する事業は、この条例の規定は適用しないとすること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物及び特殊建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する事業
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業 (第8条第3項関係)

第9 保全区域の指定

1 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる区域のうち、太陽光発電事業の実施において特に配慮が必要と認められるものを保全区域として指定し、事業者に対し保全区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する美しい景観として保全する必要がある区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- (4) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- (5) 市長が必要と認める区域 (第9条第1項関係)

2 保全区域の指定は、規則で定めるところにより行うものとする。

(第9条第2項関係)

第10 説明会の実施及び意見の申出等

- 1 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業の届出を行う前に、あらかじめ関係住民等に対し、太陽光発電事業に係る計画（以下「事業計画」という。）に関する説明会を実施しなければならないとすること。事業計画を変更し、又は中止する場合も、同様とする。とすること。

(第10条第1項関係)

- 2 事業者は、関係住民等から事業計画に対する自然環境等の保全又は災害の防止の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、説明会の際にこれを周知しなければならないとすること。

(第10条第2項関係)

- 3 事業者は、関係住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならないとすること。

(第10条第5項関係)

- 4 事業者は、意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならないとすること。

(第10条第4項関係)

- 5 事業者は、意見の協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその結果を市長に報告しなければならないとすること。

(第10条第5項関係)

第11 協定の締結

- 1 事業者は、関係住民等に対する説明会終了後、関係住民等が当該事業計画に関する協定の締結を求めたときは、関係住民等と協定を締結するよう努めなければならないとすること。また、事業者は、市長が事業者と関係住民等との協議を求めたときについても誠意をもってこれに応じるとともに、関係住民等と事業計画に関する協定を締結するよう努めなければならないとすること。

(第11条第1項関係)

- 2 市長は、事業者及び関係住民等の協定の締結において、その内容について事業者及び関係住民等に対し必要な助言を行うことができる。とすること。

(第11条第2項関係)

第 1 2 事業の届出

- 1 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を届け出て、市長の同意を得なければならないとすること。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）
 - (2) 事業区域の所在地及び面積
 - (3) 事業計画
 - (4) 対象事業の着手予定日及び完了予定日
 - (5) 関係住民等への説明に係る報告書
 - (6) 規則で定める事項 （第 1 2 条第 1 項関係）
- 2 事業者は、届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその変更に係る内容を届け出て、市長の同意を得なければならないとすること。ただし、変更しようとする内容が規則に定める軽微なものであるときは、この限りでないとすること。 （第 1 2 条第 2 項関係）

第 1 3 同意

- 1 市長は、事業の届出があつた場合において、当該届出に係る事業計画が規則で定める基準に適合し、自然環境等の保全又は災害の防止に支障がないと認めるときは、当該事業について同意するものとする。 （第 1 3 条第 1 項関係）
- 2 市長は、事業計画について自然環境等の保全又は災害の防止に支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。 （第 1 3 条第 2 項関係）
- 3 市長は、同意に際し、自然環境等の保全及び災害の防止のために必要な条件を付することができる。 （第 1 3 条第 3 項関係）

第 1 4 工事の着工等

- 1 事業者は、同意を得た対象事業に係る太陽光発電設備の設置工事に着手したとき及び完了したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならないとすること。当該太陽光発電設備の設置に係る工事を中断し、又は再開したときも同様とする。 （第 1 4 条第 1 項関係）

- 2 市長は、工事の着工等の届出があったときは、速やかにその内容を検査し、事業計画に適合していないと認めるときは、事業者に対し、別に定める期限までに必要な措置を講ずるよう指示するものとする。 (第14条第2項関係)

第15 地位の承継等

- 1 事業者から事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。 (第15条第1項関係)
- 2 事業者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。 (第15条第2項関係)
- 3 地位を承継した者は、当該承継に係る事業について付された一切の条件を遵守するものとする。 (第15条第3項関係)

第16 維持管理及び報告

- 1 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域を事業計画に基づき適切に管理するとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。 (第16条第1項関係)
- 2 事業者は、落雷、洪水、暴風、暴雨、積雪、地震その他の自然災害又は火災等の人為災害により、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。 (第16条第2項関係)
- 3 市長は、事業区域及びその周辺の自然環境等の保全又は災害の防止に支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し太陽光発電設備の維持管理状況について適宜報告を求めることができる。 (第16条第3項関係)

第17 事業の廃止

事業者は、対象事業を廃止したときは、廃止した日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出るとともに、当該事業により設置した太陽光発電設備を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。 (第17条関係)

第 18 立入検査

- 1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告書の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせて調査を行うことができること。
(第 18 条第 1 項関係)
- 2 立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
(第 18 条第 2 項関係)
- 3 立入検査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。
(第 18 条第 3 項関係)

第 19 指導、助言及び勧告

- 1 市長は、この条例の施行に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができること。
(第 19 条第 1 項関係)
- 2 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができること。
 - (1) 第 12 条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第 13 条の規定による市長の同意を得ずに対象事業に着手したとき。
 - (2) 第 14 条第 1 項に規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は、同条第 2 項の規定による必要な措置を講じなかったとき。
 - (3) 第 16 条第 2 項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、又は同項に規定する対策を講じなかったとき。
 - (4) 第 16 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 第 17 条の規定による届出をせず、虚偽の届出をし、又は同条の規定による適正な処分をしなかったとき。
 - (6) 立入調査を正当な理由なく拒否したとき。
 - (7) 指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。
(第 19 条第 2 項関係)

第 20 命令

市長は、事業者が正当な理由なく、勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができること。
(第 20 条関係)

第 2 1 公表

- 1 市長は、命令を受けた事業者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができること。 (第 2 1 条第 1 項関係)
- 2 市長は、公表を行うときは、あらかじめ当該事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないこと。 (第 2 1 条第 2 項関係)

第 2 2 国及び県への報告

市長は、公表を行ったときは、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとする。 (第 2 2 条関係)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行すること。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において現に工事に着手している太陽光発電事業又は工事が完了している太陽光発電事業については、第 6 条、第 1 5 条から第 1 8 条まで、第 1 9 条 (第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く) 及び第 2 0 条から第 2 2 条の規定を適用すること。